

フィンテックに規制の壁

給料日を待たずに、働いた分だけすぐに現金を受け取れる「給与前払いサービス」が急拡大している。非正規雇用者や若年層の間で利用が広がり、人手不足に悩む企業の人材確保にも役立っている。ただ、一部の業者によるサービスでは「脱法」の懸念もある。実態が先行するフィンテックの健全な育成と規制をどう両立するか、新たな問題が浮上ってきた。

「学生や外国人の従業員は現金で給料を欲しい人が多い」。都内で飲食店を経営する社長は話す。従業員からの要望に応じ、給与前払いサービスを導入した。

さらに銀行が手掛ける「前給」サービスは、企業から従業員の氏名や勤務データを預かり、支払い可能な給与額を自動で計算する。従業員が申請すれば、企業が最短期日に給与を口座へ振り込む仕組みだ。「前給」を導入している企業は700社超で、月間の利用件数は延べ10万件を超え

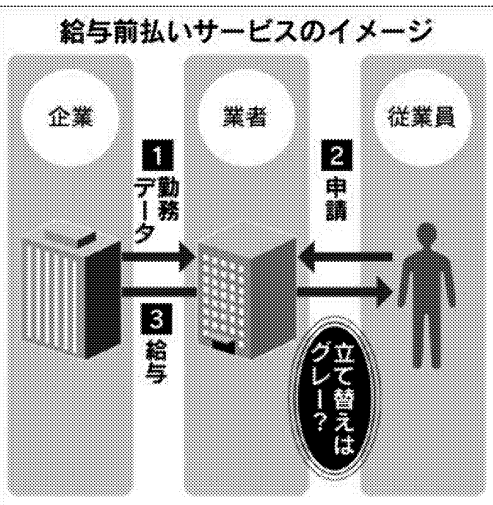
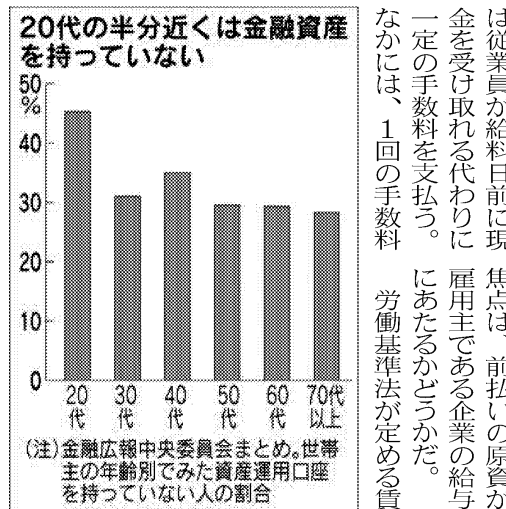


若者からニーズ 健全な育成課題

利用者にとっては余裕資金が乏しいときに突然の出費がかさんでも、前給が使えれば借金せずにお金を融通できる。企業にはこのサービスをjつなぎ留める手立てのひとつとなっている。深刻な人手不足のなか、この制度を導入し、離職率が半減した大手飲食チェーン店もあるという。

ただ急速なサービスの普及で一部の業者が「脱法」にあたる恐れも出てきた。「貸し付けの可能性がある」(金融庁)という。給与前払いサービスでは従業員が給料日前に現金を受け取る代わりに一定の手数料を支払う。なかには、1回の手数料

が定額ではなく、引き出し金額の数%を課すケースもあるようだ。問題となるのは「無登録業者による立て替え」だ。給料を業者が立て替えて手数料をとれば、無登録の貸金業者による「貸し付けの可能性がある」(金融庁)という。給与前払いサービスでは従業員が給料日前に現金を受け取る代わりに一定の手数料を支払う。なかには、1回の手数料



労働者は「第三者が介入して支払うのが労基法上、適切が見極めたい」という。金融庁もサービスの実態把握を進めるが「非常に難しい問題で判断をすぐに下せない」と慎重だ。法解釈を巡り、業界も対応を進めてきた。さらに銀行では、雇用主である企業が社内融資の形で従業員に金利ゼロ%で融資。同行が給与として振り込む仕組みで、銀行の為替業務の一環として展開している。

給与前払いサービス「キュリカ」を展開する人材派遣のヒューマンラスト(東京・千代田)は資金移動業の登録を取得した。企業が預託口座に給料の原資を入れ、前払いが必要な従業員が引き出せるようにした。給与前払いというサービスは一見同じでも、きらぼしやヒューマンラストとは異なり、現行の規制や法律への対応が甘い業者もいるようだ。スマートフォン(スマホ)などを使って手軽にサービスが提供できる分、スキームが法に抵触するようないケースだ。総務省によれば、非正規労働者は2千万人超この10年で2割増えた。副業や多様な働き方の推奨もあり、報酬の受け取り方にも様々な可能性がでてきている。個人の現金需要が高まるなか、フィンテックによる新たな金融サービスは急速に広がっている。